

省エネ法該当設備

省エネ法非該当設備

導入設備番号 (0)

(様式第2号)

対象設備確認書 (更新の場合)

助成金により導入する設備は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第145条第1項及び第150条第1項に基づく、「特定エネルギー消費機器等」及び「特定熱損失防止建築材料」(以下「省エネ法設備」という。)に該当する。

(省エネ法設備に“該当する”場合は記載) (単位)

省エネ法で定めるエネルギー消費効率等の目標標準値 (①)	(1)	(3)
助成金により導入する設備のエネルギー消費効率等の値 (②)	(2)	
省エネ基準達成率 (※) <small>※冷蔵・冷凍設備及び変圧器は、①/②で計算、それ以外の設備については②/①で計算</small>	(4)	%

※ただし、冷蔵・冷凍設備の場合は、年間消費電力量(kWh/年)で計算。変圧器の場合は、全損失(W)で計算

助成金により導入する設備は、省エネ法設備に該当しない。

(省エネ法設備に“該当しない”場合は記載)

	「導入前」設備	「導入後」設備
設備区分・設備種別	(5)	(6)
エネルギー消費効率等	(7)	(8)
メーカー名、型番・型式、導入年等	(9)	(10)

<導入する設備の概要>

設備区分	(11)	設備種別	(12)
規格	(13)	メーカー名、型番・型式等	(9)
助成金の省エネ基準	(14)	エネルギー消費効率等	(15)

※ 助成金により導入する設備及び既存設備の性能等が記載されているカタログ等を添付すること。

<助成金申請者の概要>

申請者名称	
申請者所在地	
担当者名	(連絡先)

上記の設備について、中小企業エネルギーコスト削減助成金交付規程第3条及び事務局が定める対象設備の規格・基準に基づき、助成金の対象設備であることを確認しました。

設備施工事業者における性能確認 確認済み
 [確認者名(設備施工事業者の担当者名)： _____]

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(設備施工事業者)
住 所
名 称
代表者・職 氏名

(0) 導入設備番号
設備ごとに作成。設備区分及び設備種別に1-1, 1-2のように採番。
同一仕様・型番(型式)の設備は1枚で可。

- | 【作成手順】 | 【記載内容】 |
|---|---|
| 《省エネ法対象(トップランナー基準が有る)設備記入欄》 | |
| (1) エネルギー消費効率目標値 | 導入設備のトップランナー基準値 |
| (2) 導入設備のエネルギー効率 | 導入設備のカタログ又は仕様書に記載された性能 |
| (3) エネルギー消費効率の単位 | 《例》 APF2015(2013)、kWh/年、lm/W等 |
| (4) 導入設備の省エネ達成率 | 冷蔵冷凍設備及び変圧器は(2)÷(1)、他は(2)÷(1)で算出 |
| 《省エネ法対象外(トップランナー基準が無い)設備記入欄》 | |
| (5) 既存設備の区分・種別 | 既存設備の設備区分及び種別(対象設備一覧表参照) |
| (6) 導入設備の区分・種別 | 導入設備の設備区分及び種別(対象設備一覧表参照) |
| (7) エネルギー消費効率等 | 既存及び導入設備の省エネ効率(カタログ・仕様書に記載される省エネ性能)を記載 |
| (8) エネルギー消費効率等 | 既存及び導入設備の省エネ効率(カタログ・仕様書に記載される省エネ性能)を記載 |
| (9) 既存設備のメーカー、型番・型式、導入年等 | 既存設備の仕様書・銘板(写真)で確認して記載 |
| (10) 導入設備のメーカー、型番・型式、導入年等 | 導入設備カタログ・仕様書及び見積書で確認して記載 |
| 《導入する設備の概要》 | |
| (11) 設備区分 | 導入設備の設備区分(対象設備一覧表参照) |
| (12) 設備種別 | 導入設備の設備種別(対象設備一覧表参照) |
| (13) 規格 | 対象設備一覧表の規格に記載される規格(又は引用規格) |
| (14) 助成金の省エネ基準 | 対象設備一覧表の省エネ性能に関する基準を転記 |
| (15) 省エネルギー効率等 | (2)項又は(8)項の消費効率等を転記
(4)項又は(7),(8)項から算出される達成率又は改善率(%) |
| 《助成金申請者の情報》 | |
| 《設備施工事業者による性能確認》 | |
| 《確認者名(設備施工業者の担当者名)》 | |
| 《設備施工事業者》 | |
| 《役職名の例》 代表取締役、所長、代表 | |
| 【留意事項】 | |
| 1.記載事項に漏れが無いようにする。 | |
| 2.カタログ・仕様書・取扱説明書等の掲載情報を記載すると共にこれらの資料を添付 | |
| 3.規格に合致した製品であることのカタログ・仕様書・取扱説明書、メーカーの自己宣言書を添付 | |
| 4.カタログ・仕様書以外でエネルギー消費効率を算出した場合には、根拠となる資料を添付 | |